

件名：南部清掃センターで発生する余剰電力の売却

No.	質問事項	回答
1	契約保証金の納入は銀行保証でも可能でしょうか。また、証明書の発行までに2週間ほどお時間をいただきますがよろしいでしょうか。	契約保証金の納入については、入札心得「3 契約の条件 (3) 契約の保証 ウ」のとおり、銀行保証でも可能です。契約保証に係る保証書については、落札決定の日から14日以内に契約を締結するため、その期限内に発行可能な金融機関等にてご準備の上ご提出願います。
2	容量市場への参入は行っていますでしょうか。また仮に参入していた場合、容量市場の還元はありますでしょうか。	容量市場への参入は行っておりません。
3	入札参加有資格者名簿へまだ未登録ですが、本入札が可能か教えて頂きたいです。	本入札にあたり、公告文「2 入札参加資格」のとおり、本市の入札参加有資格者名簿へ登録されていることは基本要件としていません。
4	予定売電電力量は全量の入札が原則でしょうか。希望電力量は提出できますでしょうか。	予定売電電力量については、全量の入札が原則となります。希望電力量については、南部清掃センターは廃棄物を燃料として蒸気タービンにより発電を行っており、施設の運転状況により発電量が変動することから、希望電力量をご提出頂くことはできません。
5	様式2の公共施設電力買取実績がない場合、提出は不要でしょうか。	公共施設電力買取実績がない場合は、当該様式に「実績なし」とご記入の上、ご提出願います。
6	バイオマス比率の算定は毎月でよろしいでしょうか。	バイオマス比率の算定は、毎月行います。
7	通知書類の押印について（契約後）契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出書類について、電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	毎月の計量値のお知らせ等の提出書類について、会社印の押印は要件としておりません。
8	本入札の対象となる余剰電力には環境価値が存在し、その価値は非FIT非化石証書（再エネ指定あり・なし）にて受電者に帰属するというのでしょうか。	本施設は令和2年9月をもってFIT認定期間が満了となっております。卒FITとなる電源の非化石電源登録等の手続きは、非化石電源から発電される電気を買取る小売電気事業者が申請を行うものとされているため、現時点では非化石証書として顕在化されておりませんが、毎月売電する余剰電力には過去にFIT認定を受けた電源が含まれております。
9	発電側課金については、発注者様にて負担されるということでしょうか。	令和6年4月1日制度開始予定の発電側課金については、発注者負担となります。支払手続としては、仕様書「4 仕様 (11) その他」のとおり、余剰電力料金（買取料金）と相殺清算することを原則とします。
10	容量市場への参加や、それに伴う余剰電力料金の一部控除等はございませんか。	容量市場への参入は行っておりません。